

新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのタイに入国する渡航者に対する防疫措置

(仏暦 2563 年 6 月 30 日付 CCSA 命令 (7/2563) 附票)

タイに入国する乗客・渡航客	タイ入国前の措置	タイ到着時・タイ滞在中の措置	タイ出国前の措置
<p>第 1 項 タイ入国 (1) タイ国籍を保持する者</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける</li> <li>2. 渡航者自身及び同時に渡航する者の安全のため、王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・ 渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</li> <li>・ (任意) 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID -19 is not detected)</li> </ul> </li> <li>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</li> <li>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</li> <li>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、政府が課した追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</li> <li>4. 14 日間以上の間、感染予防担当者が設定した施設において隔離を行い、職員の指示に従って行動する。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに従うものでなければならない</li> <li>5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を 2 度行う。1 度目は隔離期間の 3 日目から 5 日目、2 度目は 11 日目から 13 日目の期間に行う</li> </ol>	
<p>(2) 首相により規制が免除された者、もしくは非常事態状況の解決の責任者により定められ、許可され、もしくは招待された者。この場合、条件および期間が別途定められる場合がある。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける</li> <li>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・ 渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</li> <li>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</li> <li>3. 出入国審査場または宿泊先において、RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行う</li> </ol>	<p>・ 到着国が自費による検査を課している場合、RT-PCR 法によって新型コロナ</p>

	<p>Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航の72時間以内にRT-PCR検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</li> </ul> <p>3. 行き先がわかるよう、王国内における明確な渡航計画を用意する</p> <p>4. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>	<p>4. 医療・公衆衛生関係者によって、事前に設定した渡航計画に沿っているか監視を行う。王国滞在中は常に、政府が決定した基準及びガイドラインに従う必要があり、政府関係者 (Liaison Officer) と警備員が行動を共にする</p> <p>5. 事前に用意された車両による、渡航計画に設定されている通りの移動のみ許可される</p>	<p>ウイルスの検査を行う</p>
<p>(3) 外交使節団, 領事団, 国際機関もしくはタイ国内で活動する外国政府ないしは政府機関の代表またはその他の国際機関に所属する個人でタイ外務省が必要性に応じて許可を与えた者, またこれらの配偶者, 両親, 子息。</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける</p> <p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</li> <li>・渡航の72時間以内にRT-PCR検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</li> <li>・所属機関が医療費の責任を持つことを保証する書類, もしくは渡航者が王国に滞在する間, 新型コロナウイルス感染症を含む医療費に責任を持てることを示す証拠となる書類</li> </ul> <p>3. 渡航前, 出発国の出入国審査場において渡航者の呼</p>	<p>1. 王国に入国する際, 出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p> <p>3. 出入国審査場において, RT-PCR法によって新型コロナウイルスの検査を行う</p> <p>4. 所属機関の監督の下, 住居にて14日間以上の期間自己隔離を行う</p>	<p>到着国が自費による検査を課している場合, RT-PCR法によって新型コロナウイルスの検査を行う</p>

	吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)		
(4) 必要な商品の運送業者。但し、用務の終了後は速やかに出国せしめる。	1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する 運送車両及び貨物の経由地が明示されており、王国への入国及び出国の日時、品数、氏名、そして発送国及びタイ国内における運送業者の連絡先が記載されている貨物証明書	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening) 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する 3. 車両を駐車することができるのは定められた位置に限る 4. 仏歴 2548 年緊急事態令 (第 1 弾) 第 9 条第 11 項における感染防止措置に従う 5. 運送が終了した時点で速やかに出国する。感染予防担当者が必要であると判断した場合を除き、車両が配達地に向かって出入国審査場を出て 7 時間を超えてはならない	
(5) 王国への出入国の期日が明確に定まった乗務員及び運行従事者。	1. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する ・王国への入国及び出国の日時、職務に従い入国する必要性が記載された、運行従事者もしくは乗務員であることを証明する書類 ・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の保険もしくはその他の証明 2. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening) 2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する 3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、追跡システムもしくはアプリケーションを使用する 4. 王国滞在中、渡航者は感染予防担当者が設定した施設において隔離を行う。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに沿うものとする	
(6) タイ国籍を保持しない者で、タイ国籍を有する者の	1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける	1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry	

<p>配偶者、両親もしくは子息。</p> <p>(7) タイ国籍を保持しない者で、有効な王国の居住証明書もしくは王国に居住する許可を得ている者。</p> <p>(8) タイ国籍を保持しない者で、有効な労働許可を保持している、または法令によって王国での労働が許可されている者、またこれらの配偶者や子息。</p>	<p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・ 渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</li> <li>・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</li> <li>・ 渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の保険もしくはその他の証明</li> <li>・ 渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証明書</li> </ul> <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>	<p>screening)</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p> <p>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</p> <p>4. 14 日間以上の間、感染予防担当者が設定した施設において隔離を行い、職員の指示に従って行動する。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに従うものでなければならない</p> <p>5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を 2 度行う。1 度目は隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に、2 度目は 11 日目から 13 日目の期間に行う</p>	
<p>(9) タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に通学する、タイ国籍を保持しない生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者。但し、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な形態の私立の教育機関を除く。</p> <p>(9. 1) 国際分野の私立学</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける</p> <p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・ 渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</li> <li>・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していな</li> </ul>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p> <p>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</p> <p>4. 14 日間以上の間、感染予防担当者が設定した施設において隔離を行い、職員の指示に従って行</p>	<p>・ 到着国が自費による検査を課している場合、RT-PCR 検査によって新型コロナウイルスの検査を行う</p>

<p>校、国際課程大学の教育機関の生徒及び学生、またこれらの両親もしくは保護者。</p>	<p>いことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の保険もしくはその他の証明</li> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証明書</li> </ul> <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>	<p>動する。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに従うものでなければならない</p> <p>5. RT-PCR 検査によって新型コロナウイルスの検査を 2 度行う。1 度目は隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に、2 度目は 11 日目から 13 日目の期間に行う</p>	
<p>(9) タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に通学する、タイ国籍を保持しない生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者。但し、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な形態の私立の教育機関を除く。</p> <p>(9. 2) 基礎教育委員会事務局または他の政府機関の所管である学校や教育機関の生徒。ただし、これらの両親もしくは保護者は含まない。</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける</p> <p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生が所属する初等教育委員会もしくは他の国の組織が、渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費を含む医療費を支払うことができることを証明する書類</li> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証明書</li> </ul> <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p> <p>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、政府の決定に従って追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</p> <p>4. 14 日間以上の間、感染予防担当者が設定した施設において隔離を行い、職員の指示に従って行動する。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに従うものでなければならない</p> <p>5. 感染予防担当者の指示に従い、RT-PCR 法による新型コロナウイルス検査を行う。</p>	
<p>(9) タイ当局から認定されているタイ国内の教育機関に通学する、タイ国籍を保持し</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける</p> <p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</p>	

<p>ない生徒および学生、またこれらの両親もしくは保護者。但し、私立学校に関する法律に基づく非公式学校、もしくは同様な形態の私立の教育機関を除く。</p> <p>(9. 3) 国境巡回警察学校または同様の任務を行う他の所管学校の生徒。但し、これらの両親もしくは保護者は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、教育機関、もしくは学校や教育機関が所属する機関が、渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費を含む医療費を支払うことができることを証明する書類</li> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証明書</li> </ul> <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>	<p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p> <p>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、政府の決定に従って追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</p> <p>4. 14 日間以上の間、感染予防担当者が設定した施設において隔離を行い、職員の指示に従って行動する。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに従うものでなければならぬ。また、感染予防担当者の指示に従い、RT-PCR 検査による新型コロナウイルス検査を行う場合がある</p>	
<p>(10) タイ国籍を保持しない者で、タイ国内で医療を受ける必要のある者および付き添いの者。ただし、これには新型コロナウイルスの治療は該当しない。特に、空路でタイに入国し治療を受ける必要性がある者で、同行者数は3名を超えてはならず、14日よりも少なくない期間、同一の病院施設において隔離をしなければならない。</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を14日間以上避ける</p> <p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</li> <li>・渡航の72時間以内にRT-PCR検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</li> <li>・渡航者が王国に滞在する間、医療費やその他の費用を支払うことが可能であることを示す証明書</li> <li>・渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感</li> </ul>	<p>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p> <p>3. 医療機関の車両によってのみ、移動を許可する</p> <p>4. 隔離中の症状について経過観察を行うため、政府が課した追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</p> <p>5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を3度行う。1度目は医療機関に到着した際、2度目は隔離期間の5日目から7日目の期間に、3度目は13日目から14日目の期間に行う</p> <p>6. 医療機関での治療が14日間に満たなかった場合も、14日間隔離を行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・到着国が自費による検査を課している場合、RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行う</li> </ul>

	<p>感染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の保険もしくはその他の証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証明書</li> <li>・ 出発国の医療機関から発行された、王国で治療を受ける必要性が記載された証明書</li> <li>・ 王国の医療機関から発行された、渡航者を受け入れて治療し、14 日間以上の期間医療機関内で隔離を行うための場所を確保したことを示す証明書</li> </ul> <p>3. 渡航前、出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>		
<p>(11) タイ国籍を保持しない者で、外国との特別な合意事項 (special arrangement) に則して王国へ入国することが許可された者。</p> <p>(11.1) 長期特別合意のある国からの渡航者の定数制限 (quota) をせしめる。それについては、外務省が提案をし CCSA からの同意を求める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける</li> <li>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・ 渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</li> <li>・ 渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された、渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</li> <li>・ 渡航者が王国に滞在する間、新型コロナウイルス感染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の保険もしくはその他の証明</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 王国に入国する際、出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</li> <li>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</li> <li>3. 隔離中の症状について経過観察を行うため、政府が課した追跡システムもしくはアプリケーションを使用する</li> <li>4. 14 日間以上の間、感染予防担当者が設定した施設において隔離を行い、職員の指示に従って行動する。なお、その施設は、政府が設定する基準及びガイドラインに従うものでなければならない</li> <li>5. RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を 2 度行う。1 度目は隔離期間の 3 日目から 5 日目の期間に、2 度目は 11 日目から 13 日目の期間に行う</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 到着国が自費による検査を課している場合、RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行う</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渡航者が隔離を行う施設が政府の定める基準やガイドラインに沿っていることを示した証明書</li> </ul> <p>3. 渡航前，出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>		
<p>(11) タイ国籍を保持しない者で，外国との特別な合意事項 (special arrangement) に則して王国へ入国することが許可された者。</p> <p>(11.2) 短期特別合意のある国からの渡航者の定数制限 (quota) をせしめる。それについては，外務省が提案をし CCSA からの同意を求める。</p>	<p>1. 感染のリスクがある場所及び人が集まる場所を 14 日間以上避ける</p> <p>2. 王国に入国する際に使用する以下の書類を用意する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入国可能であることを示す証明書 (certificate of entry, COE)</li> <li>・渡航者が渡航にふさわしい健康状態であることを示す医師による証明書 (Fit to Fly Health Certificate/Fit to Travel Health Certificate)</li> <li>・渡航の 72 時間以内に RT-PCR 検査を行った上で発行された，渡航者が新型コロナウイルスに感染していないことを示す医師による証明書 (Medical certificate with a laboratory result indicating that COVID - 19 is not detected)</li> <li>・渡航者が王国に滞在する間，新型コロナウイルス感染症の治療費を含む医療費をカバーできる上限金額 10 万ドル以上の保険もしくはその他の証明</li> <li>・渡航者の宿泊先の証明書及び居場所を特定できる明確な渡航計画</li> </ul> <p>3. 渡航前，出発国の出入国審査場において渡航者の呼吸器症状の検査及び検温を行う (Exit screening)</p>	<p>1. 王国に入国する際，出入国審査場において呼吸器症状の検査及び検温を行う (Entry screening)</p> <p>2. 出入国審査場において感染予防担当者に書類を提出する</p> <p>3. 出入国審査場において RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行い，渡航計画に従い宿泊先へと移動し，検査の結果が出るまで宿泊先から出ることを禁じる</p> <p>4. 医療・公衆衛生関係者によって，事前に設定した渡航計画に沿っているか監視を行う。王国滞在中は常に，渡航者が自ら費用を負担する形で政府が決定した基準及びガイドラインに従う必要がある。</p> <p>5. 渡航計画に沿って用意された車両のみ移動に用いることができる。なお，公共交通機関の使用及び公共の場所への立ち入りは控えなければならない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・到着国が自費による検査を課している場合，RT-PCR 法によって新型コロナウイルスの検査を行う</li> </ul>

脚注：

1. 事業保険委員会からの保証を受けたタイ国内登録企業による保険証書を作成するよう支援・促進すべきである。
2. 例外事項対象の者または (2) の者に関し，首相または非常事態状況の解決の責任者は，本表で定めている範囲を超えて適切な措置を定めることが出来る。
3. 渡航者の隔離に関し，防疫職員が検査をし，渡航者が呼吸器症状や発熱がある場合，または RT-PCR 法によって陽性と確認された場合，あるいは渡航者が隔離



措置もしくは観察措置を受けている期間に呼吸器症状や発熱がある場合、渡航者を当局が定めた病院施設に移送せしめる。

4. タイ入国の所掌機関に関し、

4. 1 タイ入国前の措置（外務省，内務省，運輸省，タイ民間航空局）

4. 2 国際出入国地点到着時の措置（入国管理局，疾病管理局，運輸省，国防省）

5. タイ滞在中の措置に基づく実施の所掌機関に関し、

5. 1 隔離実施場所への渡航者の移送（運輸省，内務省，国防省，保健省）

5. 2 隔離実施場所における渡航者の管理（保健省，国防省，内務省）

(以上)